

## 海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書

今、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油の回収によって船舶航行の安全を守り、海洋の豊かな自然環境を維持しており、住民の生活や安全に欠かせない大切な国の役割です。ここ瀬戸内海においても船舶事故などによる油流出事故が発生しており、油防除体制の強化や海面浮遊ゴミ・油回収事業の体制の充実が求められます。

東日本大震災の教訓をもとに、一昨年 6 月には「港湾法」が改正され、非常災害時における、港湾機能の維持・早期復旧を目的とした「緊急確保航路」が定められ、昨年 1 月には、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）が「緊急確保航路」に指定されましたが、南海トラフ巨大地震などの防災対応が急がれるもとの、三大湾以外の瀬戸内海においても、非常災害時における国の責任と役割として、早急に「緊急確保航路」に指定されることが重要です。

以上のことから、次の事項の実現を強く要望します。

1. 海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実させること。
2. 非常災害時の緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う「緊急確保航路」の指定を瀬戸内海について行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 17 日

鳴門市議会